令和７年度埼玉県障害者施策推進協議会

参考資料６

第２回ワーキングチーム（Ｃチーム）会議メモ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和7年11月14日（金）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　10：00-12：00

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉会館３Ｂ会議室

参加者：岩崎会長（リーダー）、神本委員、川津委員、林委員、亀岡委員

欠　席：田島委員、菊池委員

他チーム参加者：下重委員（Ｂチーム）

傍聴者：なし

（事務局）  
　それでは、定刻となりましたので、これからワーキングＣチームを開催いたします。よろしくお願いいたします。　　　　　  
　まずは資料の確認です。

　～　資料確認　～

　それでは、進行につきましては、岩崎会長にお願いできればと思います。  
　よろしくお願いいたします。

（岩崎会長）

　それでは早速ではございますけれども、伊豆潮風館及びおおぞら号に係る提言案について、まず事務局からご説明いただきたいと思います。

（事務局）  
　それでは、緊急提言のご説明について事務局からさせていただきます。こちらは、事務局にて作成をさせていただきました。皆様に1週間前に一度お送りし、御確認いただいたうえで、御意見があれば、団体内で集約いただいた御意見をいただきたいとお願いしておりました。

　いただいた御意見については、事務局にて、提言案に反映させていただいております。

　～　提言案の概要説明　～

（岩崎会長）

　それでは、何か気が付かれた方、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

（下重委員）  
　おおぞら号廃止、伊豆潮風館がもし廃止になった場合、民間の施設を利用したらどうか、という案が県から出ていると思いますが。

　伊豆潮風館は重度の身体障害者が入浴をするためにリフトが付いています。

　民間宿泊施設の入浴施設には、そのようなものがないです。

（岩崎会長）  
　私も両親が歩けないので、そういった施設を探していましたが、結局あまりないですよね。  
　重度身体障害者の方が車椅子を利用して、そのままお風呂まで行って入浴できる施設はありますか。

（事務局）  
　　伊豆潮風館の場合は、専用の車いすに乗っていただき、リフトを吊り上げて車椅子のまま入浴出来ますが、民間施設の場合、お調べした中で、数多くはないのですが、御自身の車いすから移っていただいて、座面が展開する形になっていて、湯船に入れるものですとか、あとは車椅子に乗って、浴室まで移動して、底面そのものが下がっていくことで入浴できるといった施設は、民間宿泊施設の中でいくつかはあります。  
　宿泊料金は、民間宿泊施設の場合、伊豆潮風館に比べれば高額になって、金額が全然違うという話になると思いますが、全くないということではありません。

　旅行雑誌でも、バリアフリー宿泊施設の特集が組まれることがあります。

　リフトのある民間宿泊施設も一応あると確認しています。

（岩崎会長）  
　では、そういった民間宿泊施設がすぐに予約できるのか、という問題もありますよね。

　本当にそういうところが少ないから、皆、結局集まってしまって、中々予約が思う日程で取れないといったことがありますよね。

　一方で、お風呂のことは提言案の中に、特に具体的に記載がないので、もう少し強調して追記するイメージでしょうか。

（下重委員）

　はい。どの部分に追記になりますか。

（岩崎会長）  
　伊豆潮風館の代替措置の部分に、今の意見を入れていただきたいということですね。

（事務局）

　提言案中の、伊豆潮風館が仮に廃止された時の代替措置として、書かせていただいておりますが、4点目に事務局として整理する中で、細かい施設のことは書いていないものの、伊豆潮風館以外の県内または近隣のバリアフリー対応宿泊施設を開拓し、障害当事者が利用しやすいように情報提供を強化するとともに、連携を深めることと記載があります。

　障害のある方が使いやすいような施設を県側で開拓をすること、心のバリアフリーも含めて、宿泊施設側に働きかけて、連携を深めると書いています。

　例えば、ここに重度障害者を含むすべての障害当事者が利用しやすいような施設といった内容でもう少し具体的に記載するということでしょうか。  
　入浴施設だけ特出しするというよりも、例えば視覚障害の方だと、点字表示や、動線が分かりやすい、御案内が引き届いているといった部分がありますので、そういった形で、全ての障害当事者がといった内容で、この部分の記載を工夫させていただいて、下重委員の御発言の趣旨が読み取れるようにさせていただくことでいかがでしょうか。

（岩崎会長）  
　具体的に温泉、入浴施設などという文言を入れていただいくといいですね。

　事務局が丁寧に提言案をまとめてくれていると思いますが、他に何かありますか。  
　最終的に提言案が出てくるのはいつ頃でしょうか。

（事務局）

　11月27日が最後のワーキングAチームですので、そこまでにいただいた意見をまとめまして、12月に入ったらすぐお示しができるようにさせていただきたいと思います。

　具体的には、12月1週目には最終案を皆様にお配りして、それについて賛否をお返しいただいて、少なくとも2週目にはそも時点の日付で提言という形でご提出いただきたいと思います。

（岩崎会長）  
　それでは、次の議題です。前回の会議から間が空いたこともありますので、まず　第1回協議会・ワーキングチームにおいての委員からの質問への対応状況、委員からの事前意見について、事務局から紹介をお願いします。

　～　事務局説明　～

　　※　第1回協議会・ワーキングチームにおける委員質問対応状況、

　　　　亀岡委員からの事前意見について説明

（神本委員）  
　今の説明に、付け加えてお願いしたいことがあります。  
　川津委員の御質問内容の中に、保育機関の施設区分ごとの詳細情報は必要と思っています。実態の把握は難しいと思いますが、併せて、児童発達支援施設と保育施設の併用の割合を知りたいと思います。

　今、あの問題視されている事象の１つに、「連れ去られ療育」というものがあります。

　保育機関では、1日いくらという形で報酬が出ているわけではありませんので、中間の時間帯だけ療育機関に行く、ということがあります。

　それ自体は、上手に療育を受けるという機能にはなるのだと思いますが、そのことを煽るかのように、保育機関や幼稚園が、頑張っていってらっしゃい、という形で子供を送りだすことがあります。

　保育機関においても人手が足りないことから、保護者のコンセンサスを取らない状況になってしまっているので、私としては児童発達支援機関と保育施設の併用状況についてもデータを把握出来たらいいと思っております。  
  
（岩崎会長）

　それでは、亀岡委員、Cチームに関する部分だけ御紹介をお願いします。

（亀岡委員）

　今の療育のやり方では、親が、我が子の特性を理解できず、無駄に叱ってしまったり、手を上げてしまうというような虐待につながるケースもあります。

　また、強度行動障害になってしまった人への対策が取られ始めていると思いますが、生まれながらに度行動障害のある人がいるわけではなく、不適切な環境、対応にさらされたことによって強度行動障害の状態になってしまっているのです。  
　ですから、そのような状態にしないということが一番大事で、そのためには幼児期から個々の子どもの特性に応じた関わりが欠かせないと思っています。  
　強度行動障害の予防という観点からも、医療機関の専門性と、保護者が我が子を理解できるような包括的な療育になるように、今の形を見直さないといけないと思っています。

　また、特別支援学校と支援級の中に不登校が何人いるか、という質問に対する回答がありましたが、引きこもりの子供の数は出ているとのことでしたが、「不登校」と「引きこもり」とは違うと思います。

　引きこもりの人数と言うことだと、不登校になっても、フリースクールに行ってるような子は入っていないですよね？

　これだけ不登校の子が増えているとなると、子供個人個人の問題ではないと思います。学校側の支援の仕方を考えなければいけないと思いますので、共通認識を持つため、是非、教育局の調査結果を公表していただきたいと思います。

　また、発達障害理解してもらうために、人材が本当に大事になってくるので、その特性が理解できて、子供にも適切な関わりができて、親御さんにも特性を教えることが出来る、親も成長できるように対応できる人材が必要なので、研修の内容、方法の見直しも考えていただきたいと思います。

　今はオンラインが活用できるので、県内に限らず県外の専門家を講師として迎え、研修実施していただきたいと思います。

　また、災害に関して質問なのですが、心のバリアフリーハンドブックがあると思いますが、どういったところに配布されているのですか。

（事務局）

　新規採用職員研修を行う市町村で希望があるところに配布したり、商工会・商工会議所等が主催する事業者向けの障害者理解促進研修資料として使っていただく際等に配布しています。  
　また、学校等で御希望がある場合にも配布することがあります。

（亀岡委員）  
　是非、広めていただければと思います。それを元に、当事者団体の意見を踏まえて、災害時パンフレット等を作成いただければと思います。  
　後は、ワーキングで出た事業名について正式名称が違うのではないか、と自閉症協会の中で意見がありました。  
　先日、ワーキングチームにおいて、地域療育事業所との発言がありましたが、正しくは埼玉県障害児等療育支援事業という事業名です。  
　委員意見を概要としてまとめ、資料とする際は、事業の正式名称等、事務局において調べて載せるようお願いします。  
　また、療育等の事業委託しているところに関して、委託先が正しい意識を持ってもらえるよう指導をしてほしいと思います。正しい取組が出来ているか、早急に確認していただきたいと思います。

（神本委員）

　Ｃチームで話題化した、障害児等療育事業について、これでいいのかという点があります。

　より専門性を持った機能にしていくために、県において、色々な角度で市町村に対して事業の理解促進・啓発をしていただきたい事業だと思っています。

　長年やっている事業所が偏り、他に事業実施する機関が育っていないのはおかしい話だと思います。

　それと共に、専門職を抱えられるだけのキャパシティが本当はこの事業には必要ですが、中々そういった事業所がない。

　埼玉県に対していつも申し上げているのは、是非、専門職を私達療育事業所に御案内いただきたいと思っています。そのことをもって、この養育事業の目的が達成されると思っていますので、この事業そのものを見直し、采配、評価をしていただくことが必要だと思っています。

　特に、亀岡委員からのお話の中でありましたが、事業委託元の責任の無さもありつつ、意味のない施策になっている状況があります。

　生真面目にやっている事業所は、しっかりやっているという評価をしてもらうことを県に対して求めていますし、長年やっている事業の中でも県として新たに改善できるような見通し、地域のニーズを本事業に反映いただくことが願いです。

　協議会としても、療育的事業をより活性化していくことを発信していければと思います。

（岩崎会長）

　障害児等療育支援事業に関して、専門職がいないと御意見がありましたが、実際にはどのぐらいの専門職が配置されているのか公表されているんでしょうかね。

（事務局）

　調べた限りでは、具体的に専門職についての情報はないのですが、１７実施機関は公表されています。その施設の中で、何人ぐらいの体制でやってるか等数値的には公表されていません。

　この件に関しては医療的ケア児者担当も関わってやっているはずですが、実施機関に委託しているので、委託条件の中に人員体制として、これくらいの人数は抱えていないといけない、といったことはあると思います。  
　その基準は確認が取れると思います。

　基準以上の人員配置がされているところはいくらでもあると思いますが、御意見いただいている中でも、まだまだ不足しているとの御意見や、逆に本当に丁寧にやっていただいていているが地域差がある、といった御意見が強く出てしまうのには、実際にはしっかりやっている施設が埋もれてしまっているということもあると思うので、そういう点も含めて、なるべく情報発信をして、皆様に正しく理解していただいた上で、さらに人材確保ができるような形といった点も御意見いただいているので、発信方法等も担当課にも情報共有をさせていただいて、工夫していくことについては、次期計画に盛り込むことの検討、例え、盛り込まなくても事業として工夫していくことは可能だと思うので、そういった点は担当課に情報共有させていただきたいと思います。

（岩崎会長）  
　ありがとうございます。今、県のホームページで見ましたけど、でも、職員配置に関することで細かいものはないですね。

（事務局）  
　要綱などには書いていないと思います。多分、仕様書とか契約書の中には書いてあると思います。

（岩崎会長）

　国が出しているものにも載っていませんよね。

（神本委員）  
　この事業は元々国がやっていた事業で、今は県が独自にやっている事業でよろしかったですよね。

（事務局）

　はい。そうです。

（岩崎会長）

　国は地域生活支援事業の任意事業として残しているのですかね。

（事務局）

　確か無くなっていたと思います。なくなった事業を県単独で残しているのだと思います。

（神本委員）

　そうだと思います。なので、頭に埼玉県障害児の、と付くのだと思います。

（岩崎会長）  
　他の自治体でも同じような事業をやってますよね。専門職の配置状況等を公表している自治体もありますけど、県の方では、仕様書レベルで、委託する法人に出しているのかなということですね。了解です。  
　専門性の高い職員を配置してほしいという皆さんの声があるので、Cチームとしては強く取り組んでいかないといけないと思います。

（下重委員）

　最近の経験談ですが、地元の障害福祉課に用事があって電話をしたのですが、私の言葉が分からなかったようで、名前が伝わらず、他の人に変わりますと言って、変わられました。

　その職員も私の言葉が分からず、たらい回しになりました。

　私は納得できなかったので、障害福祉課の職員は専門的なことを勉強しているのでしょうが、まずはきちんと障害者に付き合ってほしいということを課長に伝えました。

　障害者の権利もあると思いますので。

　Cチームの共に育ち、共に学ぶ部分に関わってくると思います。

（岩崎会長）

　Aチームに関わる部分がありますね。

（事務局）

　引き継いでおきます。

（岩崎会長）

　たらい回しにされて、尊重されていない印象を受けた、ということですね。

　中心的にはAチームにて扱う課題だと思いますが、たらい回しになることを防ぐためにワンストップ窓口を作っている自治体が多いですね。

　足立区、目黒区等ですが、入口を明確に示してくれているのは親切な取組ですね。

（林委員）

　インターネットで調べた際、災害時の障害種別に応じたハンドブックを参考に、それぞれの団体からも意見を聞いて作成してほしいという話題があったと思いますが、一つの参考情報としてなのですが、NHK厚生文化事業団がインクルーシブ防災ということでビデオを無料貸出しされているようです。

　誰一人として取り残さない防災をどうしたら実現できるかということで、実際に取り組まれている都道府県を実例として作成されているビデオが、無料で利用できるので、色々な教育現場や、福祉施設等の団体の人間が自ら勉強して、その上で県に対して、埼玉県ではこのようにしたらどうか、という情報提供をしたらいいと思いました。

　バリアフリーの方も、探せばコーディネーターの方がいると思います。

　後は、お金の問題だという印象を受けましたので、私の所属団体としては県庁が作成してくれた資料でありがたく意見をまとめましたが、私もまだ会において防災関連の勉強会を開いてないので、このビデオを借りて勉強してみようと思いましたので参考までにお知らせします。

　申し込めばビデオを貸していただけますので。  
　自分達でも勉強して、埼玉県に対し意見を言えたらと思います。

　埼玉県は山もなく海もなく災害は少ないですが、東日本大震災のようなこともあり、障害者の方がとても苦労したっていうこともありましたので。

（岩崎会長）

　動画のダウンロードは出来ないですが、解説小冊子はダウンロード可能ですね。

（神本委員）

　将来的にはURLが公開されて、一般の方にも見てもらうといいですね。

（林委員）

　既に作成しているものがあれば、上手に利用して、良い部分だけを埼玉で利用することはあると思いました。

　また、先日、関東運輸局と懇談した際に、埼玉県は自治体が計画作成書を作っているところが11市町村しかないと指摘されました。

　意識を変えてもらえるよう各団体にもお話してみてはどうかとも言われました。

　一都六県の中で、埼玉県が計画書を作っている市町村が一番少ないという情報を得てきましたので、皆さんと共有させていただきます。

（岩崎会長）  
　防災の話は、先日のCチームの中でも結構話題となりましたが、県は昔作成したマニュアルを改定するとのことですが作業は進んでいますか。

（事務局）

　まだ予定の段階ですが、マニュアルを作成したのが20年近く前になります。

　その間にも多くの災害が国内でありましたので、その点も踏まえて、市町村向けマニュアルとして、今年度から来年度にかけて、各団体に配慮事項等について、心のバリアフリーアンドブックを作成する時と同様、御意見いただければと考えています。

　御意見を伺う際は、質問項目を挙げ、支援が必要な事項、配慮事項等を書いていただけるようなフォーマットを作り、照会させていただきたいと思っています。

　また、来年度、当課の災害関係事業で予算工面ができるようであれば、熊本地震の際に災害関係計画を策定する等した災害関係の専門的知識を持っているシンクタンクがありますので、そういった業者に、全国のマニュアル等策定状況等を調査してもらい、調査結果を含めた内容のマニュアルを作って、市町村や障害当事者、団体の皆様に見ていただけるようホームページ掲載を目指すこと等、来年度いっぱいを目途に行いたいと準備を進めているところです。

　少なくとも、各団体の皆様には、障害別、状況別に必要な支援内容等の御意見を聞かせていただき、まとめさせていただきたいと思っておりますので、まずは障害種別ごとの配慮事項について、まとめて来年中には各市町村に配布したいと思っています。

　市町村向けに県が作ったのが新潟中越地震の直後になりますので、その後東日本大震災、台風19号等がありましたから、震災、風水害等のパターン別どのような支援が必要か、盛り込んで作れればとは思っています。

　風水害の場合は事前に避難所開設できますので、そのようなことを含めたものを作りたいと検討を始めたところです。

　ただ、障害者支援計画の策定となりますので、それと並行してお力添えいただきたいと思っています。

（林委員）  
　県が作成して市町村に対して周知した際、市町村にとっては努力義務になるのでしょうか。

　それとも、県からの指導なので、それを受けて何かをしなくてはいけない、となるのでしょうか。

（事務局）

　指導にはならないですし、努力義務ということにもなりません。

　あくまでも参考資料としてお配りすることになります。

　福祉部門だけでなく、危機管理の部分にもお渡しします。

　災害関係ということになると、県庁の中の役割分担で、基本的には危機管理防災部、要配慮者に関わる部分については、高齢者福祉課、障害者福祉推進課でやっています。  
　市町村に対しては、危機管理防災部が危機管理部門に対して、個別避難計画については高齢者福祉課が対応する等、関わりのある市町村窓口がバラバラです。

　そのため、それぞれが開催している市町村向け会議などで説明する際、新しく作ったマニュアルを情報発信したいと思っています。

（岩崎会長）

　先程御心配されていた個別避難計画の作成率が埼玉県はすごい低いということがありますね。

（林委員）  
　先日の台風の時にも、いざ避難をしたら避難所に何にもなく、結局帰宅して家から毛布を持っていった事例もあるそうです。

（事務局）

　埼玉県は災害が少ないので、市町村によって差があると思いますが、備蓄というのは必ず市町村がしている状況ですが、急遽避難所開設をしたりすると、物資がまだ行き届いていなかったり、洪水の危険等ある際は、とにかく家から避難してもらわないといけないとして、避難所開設が先になってしまうことがあります。  
　それぞれの市町村の人員体制や、オペレーションの問題もあるのかと思いますが、そういった点に対しては、福祉部門、危機管理部門が、なるべく市町村担当者が集まる会議において、知っていただくよう対応しています。

　徐々にではあると思いますが、危機管理部門、高齢者・障害者部門のそれぞれにそれぞれの危機管理的要素を理解してもらえるようにしています。

（岩崎会長）

　障害当事者である御本人たちから市町村に対し、災害時要支援者名簿への登録申出が少ないということもあるかと思います。

　各障害者団体の皆様が要支援者名簿への登録を促すことも必要かと思います。

　災害時要支援者名簿への登録は、本人からの申し出制のようですので。

（事務局）

　市町村によっても対応に違いがあるようです。

　障害当事者の本人が自覚して市町村に申し出る必要がありますが、その登録率は低いのが実情です。

（岩崎会長）

　障害者団体の皆さんは、災害時要支援者名簿の活用方法を考える必要があると思います。行政に求めることも大切ですが、ご自身でも制度としてある名簿に登録し、特別避難計画を作成してもらうと良いでしょう。

（神本委員）

　おそらく県の動きを待たずに、独自に動いている市町村もある一方で、全くやっていない市町村もあります。県と市町村が主従関係になっているわけではありません。県から市町村に指導すれば市町村が動くわけではなく、市町村の努力次第ですが、台風や水害など時間的猶予がある災害には避難計画が立てやすい一方で、地震のように突発的な災害には福祉避難所の整備が追いついていないのが現状です。

　そのため、障害当事者自身が危機感を持ち、行政を揺さぶることも必要と思います。行政の動きを見守りつつ、自らが勉強する必要もあります。関係機関や福祉避難所指定施設だけでなく、地域の事業所同士で連携し備蓄や避難環境を整えていく工夫も重要だと思います。

　ワーキングチームの中でも、それぞれ情報発信することが望ましいと思います。待っているだけではいけません。気候変動の影響で大型台風も増えていますので、早急な対応が求められます。

（林委員）

　精神障害者の支援も難しい状況です。障害を開示できる方と出来ない方で違いがあります。

　また、さいたま市を始点に、地方に行けば行くほど偏見などの問題、とても一概には取り組めないという実情があります。

　子どもについても、発達障害のあるお子さんのことを開示が出来ない親御さんに対しては、支援の難しさがあります。

（岩崎会長）

　埼玉県の中でも、市町村ごとに支援体制の格差が大きいですよね。

（神本委員）

　医療的ケア児等の、いわゆる重度心身障害者については、保健所等が中心となって災害に関わる要支援計画、個別支援計画を発信しているところも随分増えてきています。私にとっては大きな関心事です。

　数が少ないから見なくてもいいのではなく、数が少ないから人をきちんとフォローできる災害計画になっていないといけないと思います。

　地域の団体が働き掛けて、福祉事務所などの協力を得て、計画等を上手く活用できるようにすることも重要と思いました。

（岩崎会長）

　現状の計画の中にも防災関連は非常に多いですね。

（川津委員）

　県からの報告によると、市町村に働きかけという説明がありました。市町村によってバラツキがあると説明がありましたが、避難所のマニュアル作る時に、行政として、それぞれの行政が判断して作ると思います。

　防災計画の中に、障害者団体の意見を出す場を作って、話し合ってくださいと県から言っていただけるといいと思います。

　また、防災アドバイザー研修も行われており、地域の中で、障害者団体として、聞こえないとはどういうことなのか等、ミニ講演などを行う方法もあると思います。そういった研修の場に障害者団体として参加して情報を提供することが必要だと思います。

（岩崎会長）

　そのような働きかけは県から市町村に対してできますか。

（事務局）

　埼玉県で今度作成するマニュアルにおいては、障害者団体の皆様に御意見を聞いて、直接どういった支援が必要なのか私達だけでは分からないことを当事者の方達に聞くということは必要だと思います。

　市町村ごとにも川津委員が仰ったとおり、アドバイザー講演であったり、研修会がありますが、県マニュアルを参考に市町村ごとのマニュアルを作成いただく場合には、地元にある障害者団体、当事者の御意見を聞いていただく等市町村に対して県から働きかけることは可能です。

　余談ですが、聴覚障害者協会が独自に防災リーフレットを作成したと伺っております。それを参考とさせていただき、当事者の方達にわかりやすいものがどういったものなのか理解させていただくと同時に、先程、障害当事者側も防災に関する意識を持った方がいい、という委員の御発言がありました。

　例えば、もしかしたら、行った先で物資がないかもしれないから用意しておかなければいけないという意識付けになると思うので、そういった視点も少し加えられればと思っています。

（岩崎会長）

　医療的ケアが必要な方について、特に医療技術の発展に伴い、成人しても継続してケアを必要とする方が多くなっています。

　そのような方達も含めた防災に興味があるとの御発言もあったかと思います。

　その内容は、現行計画の中に具体的に、特出ししては載っていないでしょうか。

　その点については、Cチームとして何らかの形で意見していいと思います。

　震災の影響で、計画停電を行っていたかと思います。

　やはり呼吸器を使っている方はすごく困られたという話を聞いています。

　県全体で見ても医療絵的ケアが必要な方は増えているのでしょうか？

（事務局）

　具体的な数字は出ませんが、増えているということは聞いています。

　医療的ケア児が注目されがちですが、以前は成人を迎える前に亡くなってしまった例が多かったのですが、最近は医療的ケア児・者として話題になっています。

　そういった方達への支援、特に避難生活は危惧されていて、障害者福祉推進課や医療的ケア担当課でも御意見いただいているところです。

（岩崎会長）

　計画の中に入れさせていただいてもいいのではないかと思います。

　ストーマに関しては記載があったりしますが、医療的ケアが必要な方々に対する

支援、何らかの体制整備については計画に入れていただければと思います。

（神本委員）

　埼玉県は5年間、医療的ケア児者について、地域に発信していこうというグループを作っていますが、5年後には市町村に業務が移ることになります。

（事務局）

　その計画で進めています。

（神本委員）

　市町村に対して業務を移行していく具体性に欠ける部分があります。

　私自身も自立支援協議会のメンバーになっていますが、非常に困難を来たしている状況にあります。

（事務局）

　医療的ケア児者の支援、災害対策、個別避難計画の話となると、縦割りで恐縮ですが、障害者支援課が担当となります。障害者全般の災害関係対策、避難計画の周知、福祉避難所に関することとなると、障害者福祉推進課でやっています。

　どこまで情報共有できるか、についてですが、医療的ケア児者の情報が障害者福祉推進課にあまり入ってきません。

　そこだけ切り離すと、医療的ケア児者の支援全体が出来なくなるので、そこもひっくるめて、特殊な側面のある医療的ケア児者の支援を障害者支援課が所管しています。

　市町村に対する働きかけは総合的に進めていますが、災害だけ切り取ってしまうと、総合的な推進が図れなくなることから、中々切り離すことが出来ません。

　しかし、福祉避難所に関わる部分もあるので、障害者福祉推進課もきちんと情報を取得しに行かねばならないと思います。

（岩崎会長）

　どのような形になるか分かりませんが、命に関わることですので。

（事務局）

　医療的ケア児者の皆様も、災害時の対応に関しては大きな懸念と捉えられています。

　その点については、障害者福祉推進課と障害者支援課で情報共有はとれていますが、情報共有の先の展開は検討出来ていません。

　この論点につきまして、施策にどのように盛り込むか検討をお願いしたいと思います。

（岩崎会長）

　教育に関して何か御意見ありますか。

（川津委員）

　教育関係で、ろう学校がありますが、ろう重複障害者、聞こえないことに加えて、知的・精神障害などを併せ持っている方がいます。そういった方もろう学校に通っていますが、ろう学校に通うことが大変な方が、家の近くの特別支援学校に通う方もいます。

　同校内の教育について、ろう重複障害に対してのコミュニケーションが必要です。ろう重複障害のある子の生活は大変困難なものだと聞いています。

　知的障害に対する教育と同様、ろう重複者に対する教育の質も、きちんと知っていただくために、研修等をして教育の質を高めることが必要です。

　そういったことも計画に盛り込むか考える必要があります。

（岩崎会長）

　色々な重複障害のあるお子さんがいらっしゃいますが、その方達の実態が実はあまり表に出ていない気がします。

　それは県特別教育支援課で把握されていたりするのでしょうか。

（事務局）

　確認しないと正確には分かりませんが、ろう・難聴の方が近くの特別支援学校に通う場合、その特別支援学校が知的障害児対象の学校であれば、生徒数は知的障害児としてカウントされることになります。

　実際には、知的障害に加えて発達障害や視覚障害を持つ児童生徒もおり、個別の配慮が必要で、そういったことは学校内で把握はされていると思いますが、複数の障害の重複（重複障害）を統計データとして明確に表に出ていることはないと思います。

　ろう・難聴の方を含む重複障害の課題について、たとえば支援学級の場合も、どの学級に通っているのか、その障害特性に応じた理解と支援が十分でないことが起こり得る可能性があります。

　例えば、知的障害に対する支援は十分だが、聴覚に難があることへの理解が不足しているため、必要な支援が足りなくなることが考えられます。

　あるいは、発達障害が把握されていても、その他の障害特性が見過ごされていることもある可能性がありますので、特別支援教育の現場において、一つの障害だけでなくお子さんの多様な特性を理解し、深めていくことについて、どのような取組が行われているか、確認してみたいと思います。

（岩崎会長）

　特別支援教育課が担当していると思いますが、今文部科学省のホームページを見ると、障害が重複されている場合には、特定の科目について取り扱わないことが出来る、同じ教育を施さなくてもいいということが、残念ながら書かれています。

　配慮として同じ教育を受けなくてもいいという書き方です。

　ただ、障害当事者の権利を考えると、やるせないものを感じますよね。

　県内の特別支援学校で、重複障害の方達がどのような形で教育を受けられる体制が整備されているのか、身体と知的の重複の方だと、身体障害が重い方だと知的を併せ持つ方が多いから、それは別として、聴覚と知的の方など色々な重複について分かる範囲でお教えください。

（亀岡委員）

　私の知人には、知的障害と自閉スペクトラム症を持ちながら、ろうの方がいます。

　ろう学校の重複クラスに通っているお子さんがおりますが、そのお子さんは発達障害への支援が不足しているために行動が荒れることがあるそうです。重複障害の保護者からは、学校に対し、その特徴を理解した先生を担任にしてほしいという要望をするものの、予算の制約でそれが叶わないとの話も聞いています。

（林委員）

　色々な方から御相談をお伺いしていて、発達障害から二次障害で精神障害へと発展する方がいます。ベースに発達障害がある方の精神障害の方のお話を聞いていると、共に学ぶ時に適切な支援が入らなければ、精神疾患が増えていって、対応が非常に困難になってしまうという印象を私自身は持っています。

（神本委員）

　現状、特別支援学校において重複障害の児童生徒へ対応する専門性の高い体制は十分には整っておらず、個別支援計画等を作成する体制やバックアップ体制も不足しています。

　ではどこに行けばいいかというと、県内の児童発達支援センターの中で、言語聴覚士等の専門職を配置して特別支援学校と連携を図る取り組みもあります。放課後デイをやっているところに是非いれてくださいというやり取りがあります。

　ただ、専門性のある人を置くと非常にお金がかかります。

　にも関わらず行政、特に国はお金をかけようとしません。お金をしっかりかけて、専門性のある人をを配置すべきだと思います。きっちり人材育成することにお金をかけてほしいと思います。

　ただ、今の福祉サービスは、国、市町村の采配でお金が決まります。県に求めたいことは特別支援学校等県所管の範囲に専門的人材を置けるようにしてほしいと思います。

　人材が少ないので、専門職は取り合いになってしまいます。

　教員の養成も含めて、少しでも言語聴覚士のような分野をかじる先生を作る等、育成の機会を作ってほしいと思います。そのことによって児童・生徒側、学校側にとってプラスになることは間違いありません。

　県としては専門性のある人材の輩出をお願いしたいと思います。

（岩崎会長）

　教職員の質の向上というのはいつも大きなテーマとして挙がります。

　この前新しく追加になったのは、合理的配慮に関することが入っていますが、重複障害のお子さん達に対応できるような専門職の育成、教職員の専門性確保、加えて加配など言っていきたいところですが、財源がないということですね。

（事務局）

　お金的な部分もそうですが、どのような働きかけが出来るか分かりませんが、計画策定に向けて、今年度いただいている御意見については、庁内調整はするのですが、ワーキングチームで出た意見は施策で項目に挙げられなかったとしても、重複障害児の教育体制に関する課題や、教職員の専門性不足という共通認識は、計画策定に向けての重要な意見として伝えていきたいと考えています。

　また、思い付きですが、専門家でなくても、他の学校にいる障害種別ごとに専門性のある教員を一時的に他の特別支援学校に配置する等の交流人事のようなことをすることで、周囲の先生方の理解が深まるといったことは出来るのではないかと考えられます。

　こうした意見を教育局に伝え、今後、何かのきっかけになればいいかと思っています。

（岩崎会長）

　養成している段階では、何の障害の専門家として養成されているわけではないですよね。異動によって、障害のあるお子さんに触れ合うことはあるかもしれませんが、特定の障害種別の専門家ということでバランスよく養成される仕組みにはなっていませんよね。

（事務局）

　研修の過程で、障害種別ごとに薄くやるとは思います。基本的な講義はすると思います。

　学校の先生は、専門的な部分が強くなれば知識が深くなるので、同じような系統の学校に配置されるという人事がされると思います。

（岩崎会長）

　重複障害学級というものが設置されているのであれば、どれくらいの数があるのかカウントしていただき、教えていただければと思います。

（事務局）

　承知しました。

（岩崎会長）

　今後の予定を事務局からお願いします。

（事務局）

　次回のワーキンググループは1月に予定されています。

　今回提言案は修正し、議事録は作成し速やかに共有させていただきます。

　今回、御意見いただいた教育現場の状況は教育局に確認した上で皆様へフィードバックさせていただきます。

　取り急ぎ、伊豆潮風館・おおぞら号に係る提言は、来週、ワーキングAチーム、Bチームありますので、そこで議論し、12月頭には書面決議できるよう進めてまいります。

　本日はありがとうございました。